

令和6年7月吉日

佐賀県電器商業組合  
組合員 各位

佐賀県電器商業組合  
事務局



## 石綿の有無に関わるエアコン取付工事について

貴店、ますますご清栄の事とお慶び申し上げます。

日頃は、組合活動にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和5年10月1日に石綿に関する法律が施工され、石綿の有無に関わるエアコン取付工事についても、組合からのご案内させて頂きました。

現在、エアコン配管穴開けの小さな工事でも事前の調査をしたり、石綿があれば、大掛かりな石綿ばく露防止対策をしなければならないとなっております。(具体的には防じん服・有効な防じんマスク・防じん眼鏡を着用し又、飛散防止のため出入口をテープやシートで養生する等)

このために全国電機商業組合連合会から地域電器店ではどのように対応しているのかと環境省や厚生労働省に問い合わせをしておりましたところ、この度、回答書が届きましたのでご連絡致します。参考にして下さい。

資格未取得の方へ

県商組で石綿作業主任者の出張講習会をできないか、佐賀県労働基準協会に相談しましたが、協会の会員である事等の諸条件があり組合での開催は無理と判断しました。

今現在、佐賀県労働基準協会では8月27日・28日に予定の「石綿作業主任技能講習会」を受付しています。定員100名ですが早めに申込下さい。

(講習会場 佐賀県教育会館・・・佐賀市高木瀬町)

申込については佐賀県労働基準協会のホームページより申込の手続きをして下さい。

<https://www.saga-roukikyo.org/kousyu/>

以上



## 全国電機商業組合連合会からご要望への回答

---

石綿は、たとえ少量であっても繰り返しばく露することで肺がんや中皮腫などの重篤な健康障害を引き起こすことが知られておりますので、工事の大小にかかわらず事前調査含む石綿ばく露防止対策を適切に実施いただく必要があります。また、作業服等に付着した石綿により、ご家族が石綿にばく露するおそれもあります。このため、小さな工事を請け負う小規模事業場であっても、例外規定を設けることはできません。ご自身とご家族の健康に関わる話ですので、ご理解いただければと思います。

資格取得のための負担についてのご懸念ですが、事前調査者も作業主任者も座学の講習を2日間受講すれば資格を取得できますので、他の業界の方々には、小規模事業場を含め、全て資格を取得していただいております。電器店に勤務されている方におかれても、同様に、取得に特段の支障はないと考えています。なお、資格には更新はありませんので、一度取得すれば、ずっと有効です。

(参考) 講習の時間について

事前調査者講習：一般11時間、戸建て7時間

作業主任者技能講習：10時間

講習の費用について

佐賀県労働基準協会では  
受講料は 15,730円(一般)となっております  
(テキスト・資料代金1,980円含む)

事前調査者講習 5万円程度、石綿作業主任者講習13,000円程度

また、事前調査によってエアコン工事に支障が生ずることはないと考えています。事前調査の実施方法ですが、基本的には設計図書等の「文書」と目で見ると「目視」とで確認することになっており、設計図書で2006年9月以降に着工された建物であることを確認できれば石綿はないと判断できます。

仮に、文書と目視による事前調査を行った場合でも石綿の有無が判断できない場合には、石綿があるものとみなして、マスクの着用等のばく露防止措置を行うことで、穴開け工事を行うことが可能です。ばく露防止措置については、エアコンの工事を行う一般住宅や小規模な事務所等であれば、吹付け石綿などがあることはほとんどなく、石膏ボードなどの建材に石綿が含まれているケースがほとんどです。そのため、ばく露防止措置についても有効な防じんマスクの着用と除じん性能付きの電動工具の使用又は水の噴霧等により建材を湿潤な状態に保つことのみが求められます。

厚生労働省としては、こうした石綿ばく露防止の措置の内容を広くご理解いただけるよう、業界団体等を通じて引き続き周知を図って

まいります。

【ご参考：制度の事実関係について】

1 労働安全衛生法に基づく石綿障害予防規則において建築物等の解体又は改修工事等、石綿が飛散する可能性がある作業等を行う場合は石綿の使用の有無の事前調査の実施を工事の規模の大小を問わず事業者が義務付けております。ご提示された、「作業対象となる建築物や工作物の床面積合計が80平方メートル以上」、「作業対象となる建築物や工作物の全体の工事請負代金が100万円以上のもので」は、事前調査結果の労働基準監督署への報告が求められる工事の基準です。

また、石綿が含まれる建材等の除去、切断等を行う作業時には、石綿作業主任者技能講習を修了した方の中から石綿作業主任者を選任する必要があります。

2 しかしながら、事前調査が不十分なまま工事が行われ、石綿ばく露の疑いがある事例が多発したことから、令和5年10月1日より、建築物の解体又は改修工事に係る事前調査については、有資格者による実施が義務化されたものです。

この改正に当たっては、専門家検討会で報告書をまとめた後、改

正案についてパブリックコメントを実施し、国民の皆様から幅広い意見をお聞きするとともに、中小企業を代表する団体にも参画していただいている労働政策審議会安全衛生分科会に諮問しております。また、十分な周知を図るため、令和2年に公布後、施行まで3年以上の周知期間を設けていました。

3 作業時に必要な資格について、石綿使用建築物等解体作業等に係る特別教育で十分ではないか、といったご要望かと思われませんが、特別教育は、作業主任者が決定した作業に応じた石綿ばく露防止措置を正しく実施できる

ように必要な知識を身につけるための教育である一方で、作業主任者は、現場の実態に合わせ、適切な石綿ばく露防止対策の決定等に必要な知識を身に付けている必要があります。

このため、個々の作業者の特別教育の修了だけでなく、石綿作業主任者技能講習を修了した方から作業主任者を選任していただく必要があります。 \_